

仕様書

西京区役所地域力推進室

総務・防災担当（矢野、太田）

TEL 075-381-7157 FAX 075-381-6135

件名	西京区総合産業廃棄物等収集運搬及び処分業務
履行期限	契約の日から令和8年1月30日まで
実施場所	西京区役所立体駐車場1階倉庫
契約条件	<p>1 業務内容 立体駐車場倉庫内産業廃棄物等の運搬及び処分 ※見積もり内容は現地視察において必ず確認すること。</p> <p>2 履行場所 西京区役所立体駐車場1階倉庫 (西京区上桂森下町25-1)</p> <p>3 履行期限 令和8年1月30日</p> <p>4 受託者の条件 以下の(1)～(2)いずれの条件も満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。 (2) 京都市の入札資格者名簿に登録され、京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、業務の履行に必要な資格を有する作業員を有していること。 (3) 受託者は、収集運搬する産業廃棄物を対象とした廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の収集運搬の許可を持つものであること。また、一般廃棄物の収集・運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第二条に基づくこと。</p> <p>5 料金の支払い (1) 請求時に業務完了報告書を添付すること。 (2) 業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 その他 (1) 必ず現地視察のうえ見積書を提出すること。現地視察については、西京区役所地域力推進室に連絡のうえ日程調整を行うこと。なお、現地視察に係る費用はお支払いできません。 (2) 本仕様書に定めのないことやその他詳細については、本市に確認を行うこと。 (3) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。 (4) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。 (5) 撤去後の機器にあっては、各関係法令等を遵守して処分すること。なお、処理を行ったことが確認できる書類等を提出すること。 (6) その他、当該仕様書に記載のない事項については、打ち合わせのうえ決定します。</p>

